

令和4年2月21日

各地（学）区社会福祉協議会 御中

広島市社会福祉協議会事務局長

新型コロナウイルス感染症への対応について（第28報）

みだしの件につきまして、この度、広島県に対するまん延防止等重点措置の実施期間の再延長に伴い、広島県において、引き続き3月6日（日）までの間、『まん延防止等重点措置』の実施期間の再延長に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中対策の実施が決定されました。これを受けて、広島市においても同期間中、広島市主催のイベント等を原則として中止又は延期することとなりました。

つきましては、地（学）区社会福祉協議会の皆様におかれましても、感染拡大防止のため、引き続き3月6日（日）までの間、主催されるイベント等につきまして、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 地区社協で主催されるイベント等について

引き続き3月6日（日）までの間、地（学）区社会福祉協議会主催のイベント等（行事、会議、研修、講座等）の開催自粛（中止又は延期）、もしくは対面での接触を避ける方法（オンライン開催、書面開催）をご検討いただきますようお願いいたします。

※なお、この期間に開催する必要がある、開催日の変更が困難なものであって、やむを得ず集合して開催する場合には、参加者を少数に限定し、かつ特定し、また、「3つの密」（密集、密接、密閉）を回避できる十分なスペースで短時間とするとともに、「イベント開催等における必要な感染防止策」を参考に、基本的な感染防止対策（マスク着用、手洗、手指消毒、換気、飲食の制限等）を徹底した上で開催していただきますようお願いいたします。

2 地区社協で主催される不特定多数イベントについて

不特定多数イベントとは、事前予約制・チケット販売・時間指定等の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等を指し、地区社協が主催されるイベント等は特定の人・限られた人数で集まるものが多く、基本的にはこの不特定多数イベントに該当することは少ないと思われます。仮に不特定多数イベントに該当するイベント等がありましたら、広島市の取扱いに準じ、引き続き3月6日（日）までの間、自粛（中止又は延期）していただきますようお願いいたします。

※なお、この期間に開催する必要がある、開催日の変更が困難なものについては、「広島県におけるイベントの開催条件」の人数上限や収容率の適用、チェックリストの作成、公表等に従い、感染防止策を徹底した上で開催することとされていますので、ご注意ください。

【問合せ先】

（社福）広島市社会福祉協議会
地域福祉推進課 地域福祉係

TEL：264-6403

FAX：264-6413

各地（学）区社会福祉協議会 御中

広島市健康福祉局地域共生社会推進課
高齢福祉部高齢福祉課

地（学）区社会福祉協議会が主催されるイベント等の開催について（お願い）

本市主催のイベント等（事前予約制・チケット販売・時間指定等の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等をいい、以下「不特定多数イベント」という。）につきましては、1月9日（日）から2月20日（日）までの間、中止や延期をしているところです。

こうした中、広島県に対するまん延防止等重点措置の実施期間再延長に伴い、広島県において、引き続き3月6日（日）までの間、『まん延防止等重点措置』の実施期間の再延長に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止のための集中対策（以下「県集中対策」という。）【別添1】の実施が決定され、本市においても、県集中対策を踏まえ、引き続き3月6日（日）までの間、「不特定多数イベント」を原則として中止又は延期することとしました。【別添2】

こうした状況を踏まえ、地（学）区社会福祉協議会の皆様におかれましても、感染拡大防止のため、引き続き3月6日（日）までの間、主催されるイベント等（会議、研修、講座を含む。）につきまして、下記のとおり御対応いただくようお願いいたします。

また、ポイント事業の対象活動については、この方針の対象となる「不特定多数イベント」には該当しないものも多いと考えられますが、県からできるだけ外出機会を削減するよう要請があったことなどを踏まえ、引き続き3月6日（日）までの間は、全てのポイント事業の対象活動について中止又は延期を検討していただきますようお願いいたします。

なお、高齢者いきいき活動ポイント事業の当面の方針は本市ホームページにも掲載しておりますので御参照ください。（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/ikiiki/252982.html>）

記

1 地（学）区社会福祉協議会主催のイベント等（不特定多数イベント以外）【期間延長のみ】

地（学）区社会福祉協議会主催の行事、会議、研修、講座等については、特定の者が限られた人数で集まるものが多く、基本的には「不特定多数イベント」には該当しないと考えられますが、県集中対策において、県民に対し、人と人との接触機会の低減を図るため、外出の削減要請が行われていることを踏まえ、引き続き3月6日（日）までの間、オンライン開催、書面開催、中止又は延期を御検討いただくようお願いいたします。

なお、この期間に開催する必要がある、開催日の変更が困難なものであって、やむを得ず集合して開催する場合には、参加者を少数に限定し、かつ特定し、また、「3つの密」（密集、密接、密閉）を回避できる十分なスペースで短時間とするとともに、「イベント開催等における必要な感染防止策」を参考に、基本的な感染防止対策（マスク着用、手洗、手指消毒、換気、飲食の制限等）を徹底した上で開催していただくようお願いいたします。

2 地（学）区社会福祉協議会主催の不特定多数イベント【期間延長のみ】

地（学）区社会福祉協議会において、「不特定多数イベント」に該当するイベント等を主催されることは少ないと思われませんが、仮に「不特定多数イベント」に該当するイベント等がありましたら、本市の取扱いに準じ、引き続き3月6日（日）までの間、中止又は延期としていただくようお願いいたします。

なお、この期間に開催する必要がある、開催日の変更が困難なものについては、「広島県におけるイベントの開催条件」の人数上限や収容率の適用、チェックリストの作成、公表等に従い、感染防止策を徹底した上で開催することとされていますので、御注意ください。

【参考資料】

- 「まん延防止等重点措置」の実施期間の再延長に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止のための集中対策【別添1】
（令和4年2月18日新型コロナウイルス感染症広島県対策本部決定）
- 広島県『まん延防止等重点措置』の実施期間の再延長に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止のための集中対策を踏まえた本市主催イベント等の開催及び本市所管施設の臨時休館等の方針の変更について【別添2】
（令和4年2月19日広島市新型コロナウイルス感染症対策本部）

〈問合せ先〉 広島市役所健康福祉局地域共生社会推進課 湯浅
電話（082）504—2603
高齢福祉課 升田
電話（082）504—2143